

## 感染症健康危機発生時における行政の歯科保健医療サービスの提供 に関する情報収集

研究代表者 竹田 飛鳥（国立保健医療科学院・健康危機管理研究部・主任研究官）  
研究分担者 福田 英輝（国立保健医療科学院・研究統括官）

### 研究要旨：

本研究は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が地方自治体における歯科口腔保健事業に与えた影響を明らかにし、今後の感染症による健康危機への備えに資する取組み事例を整理することを目的として実施された。都道府県および保健所設置市等の職員に対して半構造化インタビューのヒアリング調査を実施し、COVID-19流行下での歯科保健医療サービス関連事業の実施状況、対応の工夫、今後に向けた課題等についての具体的事例を収集・分析した。その結果、保育所・幼稚園、学校でのフッ化物洗口事業や、高齢者への訪問歯科事業等、対面を前提とした事業は中断や中止を余儀なくされる一方で、感染対策物品の準備、外部委託の対応、外部機関との連携を通じて、可能な限りの継続や再開に向けた取組みを行っていた。課題として、事業継続や再開における判断基準の曖昧さや、関係機関との役割分担の不明確さが浮かび上がった。また、事業再開の判断にあたっては事前に関係者間で基準や対応方針を共有しておく必要性や、BCP（業務継続計画）の策定といった平時からの備えの重要性が示唆された。

### A. 研究目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行は、地域における歯科口腔保健事業の実施に大きな影響を及ぼした。特に、保育所・幼稚園、学校のフッ化物洗口事業や、高齢者を対象とした訪問歯科関連事業等、対面での接触や実施が前提となる事業は、中断や中止を余儀なくされた。一方で、感染症流行下においても地域住民の口腔衛生を守ることの重要性は変わらない。地方自治体ではCOVID-19流行下で状況に応じた対応や工夫がされてきた。

この様な経験は、今後の新興・再興感染症等による健康危機に備えた歯科保健医療サービスの強化に資する重要な知見となる。COVID-19流行時の地方自治体

を中心とした歯科口腔保健事業の準備・対応に関する実態を記録・分析し、今後の感染症健康危機を見据えた教訓を整理することが求められている。

本研究では、以下の目的を設定し、調査を行った。

- 地方自治体の COVID-19 流行下の歯科保健医療サービス提供体制について、取組み事例を収集すること

### B. 研究方法

COVID-19流行下に歯科保健医療サービスの提供に係る事業を担当していた地方自治体の職員に対して、半構造化インタビューのヒアリング調査を実施した。調査項目は、歯科保健医療事業（特に、保育園・小学校のフッ化物洗口事業や、

高齢者を対象とした訪問歯科関連事業)の1) COVID-19流行下の実施状況、2) 今後の感染症健康危機を想定した検討状況、3) その他、とした。

- 1) では、特に、
- ・ 実施状況とその概要、実施判断(中断、再開)の経緯
  - ・ 実施機関(都道府県の場合は市町村や保健所)からの相談有無とその内容
  - ・ 自治体からの支援体制・工夫
  - ・ 対応の振り返り(事後評価)の実施状況とその概要

について、ヒアリングを行った。

- 2) では、特に、
- ・ 事前の計画・準備(組織体制、業務体制、関係機関との連携、情報管理)
  - ・ 関係機関との検討状況

について、ヒアリングを行った。

得られた歯科保健医療サービスに係る情報のなかで、他の地方自治体においても参考にできる点等に注目し、都道府県と保健所設置市等に類型化して整理を行った。

本研究は、個人に関する情報に該当しない情報を用いた研究であるため、研究倫理審査を必要としなかった。

## C. 研究結果

COVID-19流行下に歯科保健医療サービスの提供に係る事業を担当していた地方自治体(都道府県:2、保健所設置市等:3)の職員に対してヒアリング調査を実施し、以下の結果が得られた。

### 1) COVID-19 流行下の実施状況

#### 【都道府県】

- ・ フッ化物洗口は COVID-19 の影響で中断していても、データ上では実施施設としてカウントされることがある。小学校は、学校単位で実施状況を登録するため、未実施の学年やクラスがあっ

ても実施施設として扱われることがある。

- ・ COVID-19 の5類移行をきっかけに、フッ化物洗口を中断していた小学校に対して説明会等を実施し、再開を促進した。
- ・ フッ化物洗口を再開していない市町村教育委員会へ訪問し、教育関連部局と保健所の連携を強化した。教育委員会と保健所の役割分担を明確化した。
- ・ 小規模校ほど、フッ化物洗口の再開判断が早い傾向があった。
- ・ フッ化物洗口を外部委託していた学校では、COVID-19 流行中の外部人材訪問制限により、事業が中止された例もあった。
- ・ フッ化物洗口液としてオラブリスのポーシオンタイプは感染対策に有効だが、費用面で導入困難であった。
- ・ 地域に歯科保健連絡協議会があると歯科保健事業推進が加速するが、COVID-19 の影響で2020~2022年度の開催は難しかった。
- ・ 一部歯科保健事業はオンラインや外部委託での実施が可能だったと考えられる。
- ・ COVID-19 対応業務により、複数の歯科保健医療事業が中断された。
- ・ 保健所が COVID-19 対応に忙殺され、地域の関係団体と行っていた連携会議を主催出来ずに中止にしたが、会場提供を行い他団体が会議を主催する形でも良いという意見があった。
- ・ 長期的な感染症流行では、急性歯科疾患など歯科医療体制の整備が必要となる。
- ・ 歯科単独での COVID-19 対応振り返りは実施していないが、保健所全体で振り返りを行った例はあった。

#### 【保健所設置市等】

- ・一部の保育所・幼稚園、小学校でフッ化物洗口事業が COVID-19 の影響で中断された。継続・中断の判断は、実施施設の意見を尊重して任せていた例が多かった。
  - ・フッ化物洗口で利用する感染対策物品（マスク、フェイスシールド、グローブ、手指消毒薬）は市で準備した。その他の感染対策として、洗口液調製時の部屋の換気や複数人で調製する際の距離確保を指導した。
  - ・保育所・幼稚園、小学校のフッ化物洗口は委託先の外部人材から幼児・児童への感染リスクに関する相談を受け、外部人材の健康観察や感染対策指導を行った。
  - ・COVID-19 流行初期に WHO から発行されたポジションペーパーに従うと、地域の歯科医療機関で緊急を要する歯科治療以外の再開の判断が難しかったと聞いた。
  - ・在宅訪問歯科は緊急事態宣言中に中断され、再開が進まなかった。感染対策を行えば感染リスクは低いが、患者側が歯科治療を断る例もあった。
  - ・高齢者向けの健康教室は中止され、再開時も制限（歌・口腔体操の禁止）があった。
  - ・乳幼児歯科健診は厚生労働省からの通知により延期が判断された。国からの通知やガイドラインは大変参考になる。
  - ・乳幼児歯科健診は感染対策チェックリストに基づいて実施した。泣く子がいるため、歯科医師はフェイスシールドやひざ上に防水シートを敷いて健診をしていた。
  - ・COVID-19 流行中の歯みがき教室等によるブラッシング指導は模型使用し、広い会場で距離を確保する等の対策を講じて実施された。
  - ・学校健診では歯科器具の滅菌について歯科医師会から要望があり、オートクレーブを全校に配置した。
  - ・小学校の歯みがきタイムを中断し、再開していない施設が多く、正しい知識の普及が求められている。
  - ・妊婦健診は歯科も含めて医療機関で行う個別健診のみとしたが、問い合わせは特になかった。
  - ・対面形式の表彰や式典関連は COVID-19 流行以降中止され、再開されていない。
  - ・流行当初、COVID-19 感染歯科患者への対応は休日対応事業の当番医では実施しておらず、市も対応可能な歯科医療機関を把握していなかった。
- 2) 今後の感染症健康危機を想定した検討状況
- 【都道府県】
- ・国の指標に入っていないと、自治体では指標の設定が難しく、高齢者歯科関連事業の実施状況の把握は困難だった。
  - ・COVID-19 対応については振り返りをしていないが、保健所における歯科医師の役割について検討した例があった。
  - ・歯科保健医療単独の BCP 作成は都道府県や保健所レベルでは困難である。
  - ・保健所の感染症危機対処計画に歯科項目は盛り込まれていない例が多い。
  - ・感染症健康危機の発生で事業中断時には、再開の条件を事前に関係者間で検討すべきとの意見があった。
  - ・エビデンスのない判断による中断を避けるため、新興感染症発生時の対応力を強化したい。
- 【保健所設置市等】

- ・ 事業中断時には、再開の方針を関係機関で協議し、学会を巻き込んで提言を得るなどの体制づくりが必要である。

### 3) その他

#### 【都道府県】

- ・ 保健所における歯科医師の役割・業務が定められていないため、歯科職配置の必要性が示されると良い。

## D. 考察

COVID-19流行下における地方自治体の歯科保健医療サービスは、対面を前提とする事業が多いために中断や中止を余儀なくされた一方で、各自治体が状況に応じた工夫を講じて柔軟に対応していた実態が明らかとなった。特に、小学校のフッ化物洗口事業では小規模施設で再開判断が早かったことや、地方自治体・保健所と教育委員会との連携によって再開が促進された事例は、今後の健康危機発生時の対応で参考となるだろう。

また、COVID-19流行下では事業で必要な感染対策物品の準備や感染対策の徹底、オンラインや外部委託による代替手段の活用等、事業継続の工夫も見られたが、費用や人材不足の課題も残された。保健所がCOVID-19対応に追われるなか、歯科保健医療サービスの関連事業の提供に十分な人員を確保できなかったことや、歯科保健連絡協議会の開催困難等が生じたことから、関係機関との連携体制の維持・強化の必要性も示唆された。

さらに、感染症健康危機発生時の事業の再開判断は、事前に関係者間で条件を共有しておくことの重要性が認識され、科学的根拠に基づく判断基準の整備が求められている。現状では、歯科保健医療単独でのBCP（事業継続計画）策定は困難との声が多く、今後は保健所全体の危機対応計画の中に歯科領域を組み込む形

での整備が望ましい。

国の通知が事業継続の支援となった事例も多く、今後の感染症健康危機発生時においても、歯科保健領域における統一的な指針や支援体制の整備が不可欠である。COVID-19流行下で得られた地方自治体の対応経験は、今後の新興感染症発生時に活かすべき貴重な教訓であり、全国的な知見の集約と共有が求められる。

## E. 結論

COVID-19の流行は、歯科口腔保健事業の実施に大きな制約をもたらした一方で、地方自治体の事業継続のための工夫と柔軟な対応は、今後の感染症流行下における事業継続の可能性を示す貴重な事例となった。

本研究で得られた知見は、今後の新興・再興感染症への対応において、地域の歯科保健医療サービスのレジリエンスを高める基盤となるものであり、平時からの体制整備と知見の共有が今後ますます重要になると考えられる。

## F. 研究発表

1. 論文発表  
特になし
2. 学会発表  
特になし

## G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得  
特になし
2. 実用新案登録  
特になし
3. その他  
特になし